

(別紙)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	改正前
<p>障発 0330 第 22 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障発 0329 第 15 号 平成 25 年 3 月 29 日 <u>一部改正 障発 0331 第 53 号</u> <u>平成 26 年 3 月 31 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p>	<p>障発 0330 第 22 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障発 0329 第 15 号 平成 25 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</p>

改正後	改正前
<p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 51 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号をもって公布され、平成 24 年 4 月 1 日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 指定計画相談支援に関する基準</p> <p>1 （略）</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 提供拒否の禁止（基準第 7 条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、<u>障害支援区分</u>や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、</p>	<p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 51 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号をもって公布され、平成 24 年 4 月 1 日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 指定計画相談支援に関する基準</p> <p>1 （略）</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 提供拒否の禁止（基準第 7 条）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、<u>障害程度区分</u>や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、</p>

改正後	改正前
<p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(4)～(25) (略)</p>	<p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等である。</p> <p>(4)～(25) (略)</p>